別添５－１

琴浦町電気事業経営戦略

団　　体　　名	：　琴浦町
事　　業　　名	：　琴浦町船上山発電所管理特別会計
策　　定　　日	：　令和　8　年　3　月
計　画　期　間	：　令和　8　年度　～　令和　16　年度

1. 事業概要

（1）事業形態等

法適用（全部適用・一部適用）・法非適用の区分	法非適用		
職　員　数	1人	最　大　出　力　＊1	110kW
発　電　施　設　数	水力発電　1箇所	年間発電電力量　＊1	510,705kWh
	風力発電　―　箇所	kwh当たり単価　＊1	37.4円
	太陽光発電　―　箇所	ＦＩＴ適用販売施設数	1箇所
	ごみ発電　―　箇所	平均施設稼働年数	6年

＊1「最大出力」、は保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。
「有形固定資産減価償却率」は、法非適用の事業にあっては、老朽化の状況を表す指標を記載。

（2）現在の経営状況

年間電力料収入　＊1 ※過去３年度分を記載	R4　18,183千円	R5　20,344千円	R6　21,335千円
経常収支比率 （又は収益的収支比率） ※過去３年度分を記載	R4　336.0%	R5　348.2%	R6　281.1%
純損益 ※過去３年度分を記載	R4　5,058千円	R5　5,603千円	R6　5,790千円
資金不足比率　＊2 ※過去３年度分を記載	R4　―　%	R5　―　%	R6　―　%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】
電力料収入は安定しており、計画的な投資や効率的な施設管理により、発電管下の削減に努めているところである。

＊2　ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。
資金不足比率〔法適用企業の場合〕＝（地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額）／（（営業収益）－（受託工事収益））×100
資金不足比率〔法非適用企業の場合〕＝（地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額）／（（営業収益）－（受託工事収益））×100

２. 将来の事業環境

（１） 料金収入の予測

当該発電所は平成26年12月から国営造成施設の船上山ダムのかんがい用水及び河川放流水を利用して発電運営を行っており、売電価格は固定価格買取制度を活用している。
令和３年度以降の料金収入は、平成17年度からの7年間の平均発電想定電力量(778.61MWh)に週0.5日の停止想定を加味した数値（6.5/7.0）及び発電実績割合を乗じた542.246KWhに固定価格買取価格制度の37.4円/KWhを乗じて計上している。

（２） 老朽化対策の見通し

これまで平成29年度にオーバーホールを行い、5年後の令和4年度にも精密点検および整備を行っている。以降は安定した稼働を行っている状況と、特に劣化の激しい回転や稼働する部品の耐用年数は5年～15年である（※農林水産省「農業水利施設の機能保全の手引き」参照）ことから、今後においても5年毎に精密点検＆整備を行いながら10年毎にオーバーホールを行う計画としている。

３. 経営の基本方針

船上山発電所は売電収益によりダム施設及び畑地灌漑用水等の土地改良施設の維持管理費の節減を図り、農家の負担軽減につなげ、持続可能な農業の確立に資するため、適正な点検補修計画を行う。

４. 投資・財政計画（収支計画）

（１） 投資・財政計画（収支計画） ： 別　紙　の　と　お　り

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

機器のメンテナンスは、5年毎に精密点検＆整備を行いながら10年毎にオーバーホールを行う計画とする。本試算では、令和3年度業務で算出された価格を基に、日本銀行発行の年度別「企業物価指数」の公表データの2023年度(令和4年度)から2026年までの上昇率を算出し、購入品に関して10%の物価上昇を見込むこととする。

②収支計画のうち財源についての説明

営業収入は売電による料金収入のみである。また、小水力発電であるため水源であるダム貯水は天候に大きく左右されることから夏季の渇水、冬季の積雪時はダムへの流入減少による貯水量減により発電量が不安定。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

〇修繕費等
定期点検及び日常点検でのメンテナンスにより施設の健全化を保ち、将来的な修繕費の圧縮と施設の長寿命化に取り組む。
〇保守点検費等
保守及び運営業務等、契約内容の見直しを適宜行い経費削減を図る。
〇一般経費等
施設運営に係る光熱水費・通信運搬費等、適宜見直しを行い経費の削減を図る。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

＊（1）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

固定価格買取制度が令和17年1月検針前日までとなっており、以後の収入見込みと経常経費を比較検討を要する。採算見通しによっては廃止も検討し、必要な資金を確保する。

5. 公営企業として実施する必要性

船上山発電所は発電規模から地方公営企業法における法非適用で、町特別会計において運営を行っているが、発電水源と関連するダム施設との管理連携の観点から引き続き町が事業主体として運営していく。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	発電量等のモニタリングを引き続き行い、経営戦略の事後検証及び見直しを行う。 収支計画については、年度決算を利用し、毎年度進捗管理を行う。 経営状況や経営戦略の点検見直しについては、町ホームページに公表する。

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分		年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支	収益的収入	1 総収益 (A)	19,525	22,020	18,984	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	18,023
		（1） 営業収益 (B)	19,346	21,841	18,714	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280	17,803
		ア 料金収入	19,346	21,841	18,714	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280	17,803
		イ 受託工事収益 (C)												
		ウ その他												
		（2） 営業外収益	179	179	270	220	220	220	220	220	220	220	220	220
		ア 他会計繰入金												
		イ その他	179	179	270	220	220	220	220	220	220	220	220	220
	収益的支出	2 総費用 (D)	5,082	7,833	10,233	8,000	8,120	8,242	8,365	8,491	8,618	8,748	8,879	9,012
		（1） 営業費用	5,082	7,833	10,233	8,000	8,120	8,242	8,365	8,491	8,618	8,748	8,879	9,012
		ア 職員給与費												
		うち退職手当												
		イ その他	5,082	7,833	10,233	8,000	8,120	8,242	8,365	8,491	8,618	8,748	8,879	9,012
		（2） 営業外費用												
		ア 支払利息												
		うち一時借入金利息												
		うち資本費平準化債分												
		イ その他												
	3 収支差引	(A)-(D) (E)	14,443	14,187	8,751	12,500	12,380	12,258	12,135	12,009	11,882	11,752	11,621	9,011
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入 (F)					18,000					8,000		
		（1） 地方債												
		うち資本費平準化債												
		（2） 他会計補助金												
		（3） 他会計借入金												
		（4） 固定資産売却代金												
		（5） 国（都道府県）補助金												
		（6） 工事負担金												
		（7） その他					18,000					8,000		
	資本的支出	2 資本的支出 (G)	6,399	6,945	7,133	6,000	24,000	6,000	6,000	6,000	6,000	14,000	6,000	6,000
		（1） 建設改良費					18,000					8,000		
		うち職員給与費												
		（2） 地方債償還金 (H)												
		うち資本費平準化債償還金												
		（3） 他会計長期借入金返還金												
		（4） 他会計への繰出金	6,399	6,945	7,133	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
		（5） その他												
	3 収支差引	(F)-(G) (I)	△ 6,399	△ 6,945	△ 7,133	△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，%）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	8,044	7,242	1,618	6,500	6,380	6,258	6,135	6,009	5,882	5,752	5,621	3,011
積立金 (K)	8,498	6,505	1,606	5,900	6,400	6,200	6,200	6,000	5,800	5,800	5,600	3,000
前年度からの繰越金 (L)	5,059	4,605	5,342	5,354	5,954	5,934	5,992	5,927	5,936	6,018	5,970	5,991
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,605	5,342	5,354	5,954	5,934	5,992	5,927	5,936	6,018	5,970	5,991	6,002
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)-(O) 黒字 (P)	4,605	5,342	5,354	5,954	5,934	5,992	5,927	5,936	6,018	5,970	5,991	6,002
実質収支 (N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率（$\frac{(Q)}{(B)-(C)}$ ×100）												
収益的収支比率（$\frac{(A)}{(D)+(H)}$ ×100）	384.2	281.1	185.5	256.3	252.5	248.7	245.1	241.4	237.9	234.4	230.9	200.0
地方財政法施行令第16条第１項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	19,346	21,841	18,714	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280	20,280	17,803
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第６条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)												

○他会計繰入金

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
資本的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合計												